

ふじみ野市地域福祉計画審議会条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>地域福祉課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>福祉課</u> において処理する。